

## 穴戸労務管理事務所 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに  
よって能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年3月1日～令和7年2月28日までの3年間

2. 内容

目標1：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、制度について理解し、法改正  
の内容を含め、社内で共有を図る。

<対策>

- 令和4年3月～ 制度についての資料等を配布、社員への周知。  
法改正については都度、掲示板などで周知をする。

目標2：育児休業後に原職又は原職相当職へ復帰しやすくするため、休業中の社員へ  
の情報提供を行う制度を導入する。

<対策>

- 令和4年3月～ 育児休業者への情報提供の内容や方法を検討する
- 令和4年4月～ 制度の導入、運用を開始する

目標3：令和6年1月までに、所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定、  
実施する。

<対策>

- 令和4年4月～ 所定外労働時間の実態把握、検討開始  
社員へのアンケート調査、問題点の検討
- 令和5年1月～ ノー残業デーの実施、全社員での研修